

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 条 例

○福島県税条例等の一部を改正する  
条例

## 条 例

福島県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十一年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

### 福島県条例第六十号

#### 福島県税条例等の一部を改正する条例

(福島県税条例の一部改正)

第一条 福島県税条例(昭和二十五年福島県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七節 削除」を「第七節 自動車取得税  
」に、「第一節 自動車取得税  
」を「第一節及び第二節 削除」に改める。

第三条第一号中「ゴルフ場利用税」を「自動車取得税  
」に改め、同条第二号中  
「軽油引取税」を「自動車取得税」に改め、同条第二号中

「自動車取得税

軽油引取税」を「狩猟税」に改める。

狩猟税

第九条第二項中第十号及び第十一号を削り、第九号を第十一号とし、第八号を第十

号とし、同項第七号中「(昭和二十六年法律第百八十五号)」を削り、同号を同項第九号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。

七 自動車取得税 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)に定める登録等の事務を行う事務所の所在地

八 軽油引取税 軽油の納入地の所在地、特約業者若しくは元売業者の事務所若しくは事業所の所在地、販売業者の事業所の所在地又は自動車の主たる定置場の所在地。ただし、第五十八号の第二項第一号、第二号又は第五号に規定する場合にあつては当該消費又は譲渡をする者の当該消費又は譲渡について直接関係を有する事務所又は事業所(事務所又は事業所がない者にあつては、住所)の所在地、同項第三号又は第四号に規定する場合にあつては当該軽油に係る免税証の交付を受けた場所の所在地

第十八条第二項中「第四号」を「第五号」に改める。  
第二十一条第一項第二号中「第七百条の十六第四項(法第七百条の十九第五項)を「第四百四十四条の二十二第四項(法第四百四十四条の二十五第五項)に改める。  
第二十三条の表第五項の表第三十八条第一項の表の第一号の項中「資本金等の額」を「資本金等の額が」に改め、同表第三十八条第一項の表の第二号から第四号までの項中「第四号」を「第五号」に、「資本金等の額」を「資本金等の額が」に改める。  
第三十八条の第二項中「第三十二項から第三十五項」を「第三十一項から第三十四項」に、「第四十項から第四十二項」を「第三十九項から第四十六項」に、「第四十四項」を「第四十八項」に改め、同条第二項中「第五十三条第三十二項から第三十五項」を「第五十三条第三十一項から第三十四項」に、「第四十項」を「第三十九項」に改め、同条第三項中「第五十三条第四十一項」を「第五十三条第四十五項」に、「同条第三十四項」を「同条第三十三項」に、「同条第三十二項」を「同条第三十一項」に改め、同条第四項中「第五十三条第三十四項」を「第五十三条第三十三項」に改める。

第四十条の十六の五中「、協同組合連合会又は商店街振興組合」を「又は協同組合連合会」に改める。  
第二章第七節を次のように改める。  
第七節 自動車取得税  
(自動車取得税の納税義務者等)  
第四十三条 自動車取得税は、自動車の取得に対し、当該自動車の主たる定置場が県内に所在する場合に、当該自動車の取得者に課する。  
2 前項の「自動車」とは、道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車(施行令第四十二条に規定する自動車の付加物を含む。)をいい、同法第三条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪のもの(側車付二輪自動車を含む。)を除くものとし、前項の「自動車の取得」には、自動車製造業者の製造による自動車の取得、自動車販売業者の販売のための自動車の取得その他施行令第四十二条の二に規定する自動車の取得を含まないものとする。(自動車取得税のみならず課税)

号とし、同項第七号中「(昭和二十六年法律第百八十五号)」を削り、同号を同項第九号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。  
七 自動車取得税 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)に定める登録等の事務を行う事務所の所在地  
八 軽油引取税 軽油の納入地の所在地、特約業者若しくは元売業者の事務所若しくは事業所の所在地、販売業者の事業所の所在地又は自動車の主たる定置場の所在地。ただし、第五十八号の第二項第一号、第二号又は第五号に規定する場合にあつては当該消費又は譲渡をする者の当該消費又は譲渡について直接関係を有する事務所又は事業所(事務所又は事業所がない者にあつては、住所)の所在地、同項第三号又は第四号に規定する場合にあつては当該軽油に係る免税証の交付を受けた場所の所在地  
第十八条第二項中「第四号」を「第五号」に改める。  
第二十一条第一項第二号中「第七百条の十六第四項(法第七百条の十九第五項)を「第四百四十四条の二十二第四項(法第四百四十四条の二十五第五項)に改める。  
第二十三条の表第五項の表第三十八条第一項の表の第一号の項中「資本金等の額」を「資本金等の額が」に改め、同表第三十八条第一項の表の第二号から第四号までの項中「第四号」を「第五号」に、「資本金等の額」を「資本金等の額が」に改める。  
第三十八条の第二項中「第三十二項から第三十五項」を「第三十一項から第三十四項」に、「第四十項から第四十二項」を「第三十九項から第四十六項」に、「第四十四項」を「第四十八項」に改め、同条第二項中「第五十三条第三十二項から第三十五項」を「第五十三条第三十一項から第三十四項」に、「第四十項」を「第三十九項」に改め、同条第三項中「第五十三条第四十一項」を「第五十三条第四十五項」に、「同条第三十四項」を「同条第三十三項」に、「同条第三十二項」を「同条第三十一項」に改め、同条第四項中「第五十三条第三十四項」を「第五十三条第三十三項」に改める。  
第四十条の十六の五中「、協同組合連合会又は商店街振興組合」を「又は協同組合連合会」に改める。  
第二章第七節を次のように改める。  
第七節 自動車取得税  
(自動車取得税の納税義務者等)  
第四十三条 自動車取得税は、自動車の取得に対し、当該自動車の主たる定置場が県内に所在する場合に、当該自動車の取得者に課する。  
2 前項の「自動車」とは、道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車(施行令第四十二条に規定する自動車の付加物を含む。)をいい、同法第三条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪のもの(側車付二輪自動車を含む。)を除くものとし、前項の「自動車の取得」には、自動車製造業者の製造による自動車の取得、自動車販売業者の販売のための自動車の取得その他施行令第四十二条の二に規定する自動車の取得を含まないものとする。(自動車取得税のみならず課税)

**第四十四条** 前条第一項の自動車（以下この節において「自動車」という。）の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を同項の自動車の取得（以下この節において「自動車の取得」という。）と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があつたときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は施行令第四十二条の二に規定する自動車の取得をした者（以下この条において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第二条第五項に規定する運行をいう。以下この条において同じ。）以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が運行の用に供した場合（当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を含む。）においては、当該運行の用に供することを自動車の取得と、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。この場合において、当該販売業者等が、当該自動車について、道路運送車両法第七条の規定による登録を受けたとき（当該登録前に第一項の規定の適用がある自動車の売買がされたときを除く。）、同法第六十条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき（同法第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。）又は同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録、自動車検査証の交付又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供することを自動車の取得と、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

（自動車取得税の課税標準）

**第四十五条** 自動車取得税の課税標準は、自動車の取得価額とする。

2 次に掲げる自動車の取得については、その取得の時に於いて施行規則第八条の十四に規定するところにより算定した金額を前項の取得価額とみなす。

一 無償でされた自動車の取得又は自動車を譲渡した者が親族その他当該自動車を取得した者と特殊の関係のある者で施行令第四十二条の五第一項の規定による読み替え後の施行令第五条第一項に規定するものである場合その他特別の事情がある場合における自動車の取得で施行令第四十二条の五第二項に規定するもの

二 代物弁済に係る給付として又は交換若しくは民法第五百五十三条の負担付贈与（被相続人から相続人以外の者に対してされた民法第十二条の負担付遺贈を含む。）に係る財産の移転としてされた場合における自動車の取得

三 前条第三項又は第四項の規定により自動車の取得があつたものとみなされる場合における当該自動車の取得  
（自動車取得税の税率）

**第四十六条** 自動車取得税の税率は、百分の三とする。

（自動車取得税の免税点）

**第四十七条** その取得価額が十五万円以下である自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

（自動車取得税の徴収の方法）

**第四十八条** 自動車取得税の徴収については、申告納付の方法による。

（自動車取得税の申告納付）

**第四十九条** 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第八条の十五に規定する申告書（以下この条、次条、第五十二条第一項及び附則第十条の二の三第十二項において「申告書」という。）を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならぬ。この場合において、自動車の取得が第四十三条第一項の自動車の取得又は第四十四条第一項若しくは第二項の規定により自動車の取得とみなされるものであるときは、売買契約書その他当該自動車の取得及びその取得価額を証する書類の写しを当該申告書に添付しなければならない。

一 道路運送車両法第七条の規定による登録、同法第五十九条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）又は同法第九十七条の三の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 当該登録、検査又は届出の時

二 道路運送車両法第十三条の規定による登録を受けるべき自動車の取得 当該登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時）

三 前三号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条の四第一項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）

四 前三号の自動車の取得以外の自動車の取得 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日

（自動車取得税の期限後申告及び修正申告納付）

**第五十条** 前条の規定によつて申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、第五十四条の規定による決定の通知があるまでは、前条の規定によつて申告納付することができる。

2 前条若しくは前項若しくはこの項の規定によつて申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第二十九条の規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額を納付しなければならない。

3 前項の修正申告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 納税義務者の氏名又は名称及び住所
  - 二 自動車を譲渡した者の氏名又は名称及び住所
  - 三 自動車の取得がされた年月日
  - 四 自動車の取得の原因
  - 五 自動車の種類、用途、車名及び型式
  - 六 自動車の定置場
  - 七 既に納付の確定した自動車取得税額
  - 八 自動車取得税の課税標準額及び税額
  - 九 前号の自動車取得税額に相当する金額から第七号の自動車取得税額に相当する金額を控除した金額
  - 十 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- (自動車の取得に関する報告)
- 第五十一条** 自動車の取得をした者は、その取得価額が十五万円以下である場合又は当該自動車の取得が法第十五条第二項各号に掲げる自動車の取得である場合においては、第四十九条各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に掲げる時又は日までに、施行規則第八条の十五に規定する報告書を知事に提出しなければならない。
- 2 第四十九条後段の規定は、前項の場合について準用する。
- 第五十二条** 自動車取得税の納税義務者は、第四十九条又は第五十条第一項の規定によつて自動車取得税額(当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。以下この項において同じ。)を納付する場合には、申告書に納税証紙印の押印を受けることによつてしなければならない。ただし、第五十条第二項の規定によつて自動車取得税額を納付する場合又は規則で定める場合においては、納税証紙印に代えて、当該自動車取得税額に相当する現金を納付しなければならない。
- 2 第六十四条の二の規定は、前項の場合について準用する。
- (譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等)
- 第五十三条** 知事は、譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から六月以内に譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産に係る自動車を移転したときは、譲渡担保権者による当該譲渡担保財産に係る自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金の納税義務を免除する。
- 2 知事は、自動車の取得者から自動車取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から六月以内の期間を限つて、当該自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金の徴収を猶予する。
- 3 前項の徴収の猶予の申請をする者は、規則で定める様式の申請書に第一項の規定の適用があるべきことを証明するに足る書類を添付して、第四十九条の規定により自動車取得税の申告をする際あわせてこれを知事に提出しなければならない。

- 4 知事は、第二項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る自動車取得税について第一項の規定の適用がないことが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた自動車取得税に係る徴収金を納付しなければならない。
- 5 知事は、自動車取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車取得税について第一項の規定の適用があることとなつたときは、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。
- 6 前項の還付の申請をする者は、規則で定める様式の申請書に第一項の規定の適用があることとなつたことを証明するに足る書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。
- (自動車の返還があつた場合の自動車取得税の還付又は納付義務の免除)
- 第五十三条の二** 知事は、自動車販売業者から自動車の取得をした者が、当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で施行規則第八条の十九に規定するものにより、当該自動車の取得の日から一月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還したときは、その者の申請により、当該自動車の取得に対する自動車取得税額が既に納付されているときはこれに相当する額を還付し、当該自動車取得税額がまだ納付されていないときはその納付の義務を免除する。
- 2 前項の規定により自動車取得税額の還付又はその納付の義務の免除を申請する者は、規則で定める様式の申請書に同項の規定の適用があるべきことを証明するに足る書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。
- (自動車取得税の更正、決定等に関する通知)
- 第五十四条** 法第二十条の九の第三項又は法第二百二十九条第四項の規定による自動車取得税に係る更正若しくは決定の通知、法第三百三十二条第五項の規定による自動車取得税に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は法第三百三十三条第四項の規定による自動車取得税に係る重加算金額の決定の通知は、規則で定める様式の通知書により行ふ。
- (自動車取得税の不足税額等の納付手続)
- 第五十五条** 自動車取得税の納税義務者は、前条の通知書により通知を受けた場合において、不足税額があるときは、当該不足税額並びに法第三百三十条第二項の規定による延滞金額及び法第三百三十二条の規定による過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は法第三百三十三条の規定による重加算金額をそれぞれ当該通知書の納期限までに納付書により納付しなければならない。
- 2 前項の納期限は、前条の通知書により通知をした日から一月を経過する日とする。
- (自動車取得税の市町村に対する交付)
- 第五十六条** 知事は、納付された自動車取得税額に相当する額に施行令第四十二条の八に定める率を乗じて得た額の十分の七に相当する額を、施行令第四十二条の九に規定するところにより、県内の市町村に対し、当該市町村が管理する市町村道(当該市町村がその管理について経費を負担しないものその他施行規則第八条の二十に

規定するものを除く。)の延長及び面積にあん分して交付する。

2 前項の道路の延長及び面積は、施行規則第八条の二十二に規定するところにより算定するものとする。ただし、道路の種類、幅員による道路の種類その他の事情を参酌して、施行規則第八条の二十三及び第八条の二十五に規定するところにより補正するものとする。

(自動車取得税の減免)

第五十七条 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、納税義務者の申請により、自動車取得税を減免する。

一 災害により滅失又は損壊した自己の所有に係る自動車に代わる自動車(次項及び第三項において「代替取得自動車」という。)を当該滅失又は損壊のあつた日から三月以内に取得した場合における自動車の取得

二 救急の用に供する自動車(日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、農業協同組合連合会又は国民健康保険団体連合会が取得するものに限る。)の取得

三 日本赤十字社の血液事業の用に供する自動車の取得

四 へき地巡回診療の用に供する自動車(日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、農業協同組合連合会又は国民健康保険団体連合会が取得するものに限る。)の取得

五 身体障害者等に係る次に掲げる自動車(一人の身体障害者等について、自家用のもの一台に限る。)の取得

ア 身体障害者が取得した自動車で、当該身体障害者が運転するもの

イ 身体障害者等が取得した自動車(身体障害者で年齢十八歳未満のもの又は精神障害者にあつては、その者と生計を一にする者が取得した自動車を含む。)で、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該

六 身体障害者等を常時介護する者が運転するもの

七 構造上専ら身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車の取得

ア 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車

イ 専ら身体障害者等が運転するための構造変更がなされた自動車で営業用のもの

ウ 身体障害者等の利用に供するためのものと認められる超低床型バス

2 前項第一号に該当する自動車の取得に係る自動車取得税の減免すべき税額は、滅失又は損壊した自動車の滅失又は損壊直前における価額(当該滅失又は損壊直前における価額が代替取得自動車の取得価額を超える場合においては、当該代替取得自動車の取得価額)に第四十六条に規定する税率を乗じて得た額に相当する額とする。

3 第一項第一号に該当する自動車の取得に係る自動車取得税の減免を受けようとする者は、第四十九条の規定による申告をする際に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならぬ。

一 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)

二 代替取得自動車の種類及び用途並びに乗車定員又は最大積載量

三 定置場

四 代替取得自動車の登録番号

五 災害により滅失又は損壊した自動車の取得年月日、種類、用途及び登録番号

六 減免を受けようとする理由

4 第六十条第二項の規定は、第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する自動車の取得に係る自動車取得税の減免を受けようとする場合について準用する。この場合において、第六十条第二項中「前項第三号に掲げる自動車について同項ただし書の規定によつて知事の承認を受けようとする者」とあるのは「前項第一号から第三号までのいずれかに該当する自動車の取得に係る自動車取得税の減免を受けようとする者」と、「普通徴収の方法によつて徴収されるものにあつては納期限前七日までに、証紙徴収の方法によつて徴収されるものにあつては納税証紙の押印を受けてその税金を払い込むこととされている際に」とあるのは「申告納付することとされている際に」と、「免除」とあるのは「減免」と読み替えるものとする。

5 第六十九条第五項の規定は、第一項第五号に該当する自動車の取得に係る自動車取得税の減免を受けようとする場合について準用する。この場合において、第六十九条第五項中「自動車に係る自動車税」とあるのは「自動車の取得に係る自動車取得税」と、「普通徴収の方法によつて徴収されるものにあつては納期限前七日までに、証紙徴収の方法によつて徴収されるものにあつては納税証紙の押印を受けてその税金を払い込むこととされている際に」とあるのは「申告納付することとされている際に」と読み替えるものとする。

6 第一項第七号ア又はイに該当する自動車の取得に係る自動車取得税の減免すべき税額は、当該自動車の取得価額のうち身体障害者等の利用に供するための構造上の特別の様若しくは構造変更又は身体障害者等が運転するための構造上の特別の様若しくは構造変更を要した金額に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額とする。

7 第一項第七号ウに該当する自動車の取得に係る自動車取得税の減免すべき税額は、当該自動車の取得価額のうち車椅子固定装置、スロープ板及び車高調整機能に係る装置に要した金額に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額とする。

8 第六十九条第七項の規定は、第一項第六号又は第七号に該当する自動車の取得に係る自動車取得税の減免を受けようとする場合について準用する。この場合において、第六十九条第七項中「第一項第一号」とあるのは「第一項第六号又は第七号」と、「自動車に係る自動車税」とあるのは「自動車の取得に係る自動車取得税」と、「普通徴収の方法によつて徴収されるものにあつては納期限前七日までに、証紙徴収の方法によつて徴収されるものにあつては納税証紙の押印を受けてその税金を払い込むこととされている際に」とあるのは「申告納付することとされている際に」と、「専ら身体障害者等の利用に供するための構造上の特別の内容又は構造変更の内容」とあるのは「専ら身体障害者等の利用に供するための構造上の特別の

仕様の内容若しくは構造変更の内容又は身体障害者等の利用に供するため若しくは身体障害者等が運転するための構造上の特別の仕様の内容若しくは構造変更の内容及びこれに要した金額」と読み替えるものとする。

第二章第七節の次に次の一節を加える。

#### 第七節の二 軽油引取税

(軽油引取税の納税義務者等)

**第五十八条** 軽油引取税は、軽油の納入地（石油製品の販売業者が軽油の引取りを行う場合にあっては、販売業者の当該納入に係る事業所。第五十八条の十四第二項第三号イにおいて同じ。）が県内に所在する場合に、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。次項において同じ。）で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対し、その数量を課税標準として、その引取りを行う者に課する。

2 前項の場合において、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りを行う者が当該引取りに係る軽油の現実の納入を受けない場合に当該軽油につき現実の納入を伴う引取りを行う者があるときは、その者が当該納入の時に当該特約業者又は元売業者から当該納入に係る軽油の引取りを行つたものとみなして、同項の規定を適用する。

3 軽油引取税は、前二項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者の事業所が県内に所在する場合において、当該特約業者又は元売業者が炭化水素油（炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素で、一気圧において温度十五度で液状であるものを含む。以下この節において同じ。）で軽油又は揮発油（揮発油税法（昭和三十三年法律第五十五号）第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条において揮発油とみなされるものを含む。）をいう。以下この節において同じ。）以外のもの（同法第十六条又は第十六条の二に規定する揮発油のうち灯油に該当するものを含む。以下この節において「燃料炭化水素油」という。）を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（第五十八条の二十五第一項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該特約業者又は元売業者に課する。

4 軽油引取税は、前三項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者（以下この節において「石油製品販売業者」という。）の事業所が県内に所在する場合において、当該石油製品販売業者が軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し、若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（第五十八条の二十五第一項第一号若しくは第二号の規定により製造の承認を受けた当該販売に係る軽油又は同項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とす

る。）を課税標準として、当該石油製品販売業者に課する。

5 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、自動車の主たる定置場が県内に所在する場合に、当該自動車の保有者（自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。以下この節において同じ。）が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）においては、当該炭化水素油の消費に対し、消費量（当該消費に係る炭化水素油（燃料炭化水素油にあっては、第五十八条の二十五第一項第四号の規定により消費の承認を受け、又は同条第六項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。）に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該自動車の保有者に課する。

6 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している場合（特別徴収義務者が引渡しを行つた軽油につき現実の納入が行われていない場合を含む。）においては、その者の事務所又は事業所で当該軽油を直接管理するものが県内に所在するときは、当該所有に係る軽油（引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。以下この項及び第五十八条の十八第四号において同じ。）の数量（当該所有に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は、課されるべき軽油が含まれているときは、当該所有に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除して得た数量）で施行令第四十三条の二に規定するところによつて算定したものを課税標準として、その者に課する。

(軽油引取税のみならず課税)

**第五十八条の二** 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第一項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の輸入の許可を受ける場合には当該許可を受ける者をいう。）に課する。

一 特約業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費

二 元売業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費

三 第五十八条の五に規定する軽油の引取りを行つた者が他の者に当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における当該軽油の譲渡

四 第五十八条の五に規定する軽油の引取りを行つた者が同条に規定する用途以外の用途に供するため当該引取りに係る軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費

五 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の製造をして、当該製造に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該軽油の消費又は譲渡

六 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入

2 特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油（自動車の内燃機関の用に供することができる）と認められる炭化水素油で施行令第四十三條の三に規定するものを除く。）を製造する場合における当該軽油の使用は、前項第一号又は第二号に掲げる軽油の消費に含まれないものとする。

（軽油引取税の補完的納税義務）

第五十八條の三 第五十八條の二十五第一項第一号又は第二号の規定に違反して知事の承認を受けずに製造された軽油について、第五十八條第四項又は前条第一項第五号の規定により軽油引取税を納付する義務を負う者（以下この条において「納税義務者」という。）が特定できないとき又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行った者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者で施行令第四十三條の五に規定するものは、当該納税義務者と連帯して当該軽油引取税に係る徴収金を納付する義務を負う。

2 前項の場合において、納税義務者が特定できないとき、又は納税義務者の所在が明らかでないときであつて当該納税義務者の第五十八條第四項に規定する事業所若しくは前条第一項第五号に規定する軽油の消費若しくは譲渡について直接関係を有する事務所若しくは事業所（以下この項において「事業所等」という。）が明らかでないときは、この節の適用については、当該軽油の製造が行われた場所を事業所等とみなす。

（軽油引取税の課税免除）

第五十八條の四 次に掲げる軽油の引取りに対しては、第五十八條の十六第四項の規定により知事が承認した場合に限り、軽油引取税を課さない。

一 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたもの

二 既に軽油引取税を課された軽油に係る引取り

第五十八條の五 石油化学製品を製造する事業を営む者が当該事業の事業場においてエチレンその他の施行令第四十三條の六の表の上欄に掲げる石油化学製品を製造するためにその原料の用途その他の同表の下欄に掲げる用途に供する軽油の引取りに対しては、第五十八條の八第三項の規定による免税証の交付があつた場合又は第五十八條の二十三第一項の規定により知事が承認した場合に限り、軽油引取税を課さない。

（仮特約業者の指定等）

第五十八條の六 知事は、元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者（その経営の基礎その他の事項を勘案して施行令第四十三條の九に規定する要件に該当する者を除く。）で、県内に主たる事務所又は事業所を有するものを、その者の申請に基づき、仮特約業者として指定するものとする。

2 前項の規定により仮特約業者の指定を申請しようとする者は、施行規則第八條の三十三に規定するところによりその申請を行わなければならない。

3 第一項の規定による仮特約業者の指定の有効期間は、指定を受けた日から起算して一年とする。ただし、仮特約業者が次条第一項の規定による特約業者の指定を受けたときは、当該仮特約業者の指定は、その効力を失う。

4 知事は、仮特約業者が施行令第四十三條の九に規定する要件に該当することとなつたときその他施行令第四十三條の十に規定する場合には、仮特約業者の指定を取り消すことができる。

（特約業者の指定等）

第五十八條の七 知事は、県内に主たる事務所又は事業所を有する仮特約業者のうち、軽油引取税の徴収の確保に支障がないと認められることその他の施行令第四十三條の十一に規定する要件に該当するものを、当該仮特約業者の申請に基づき、特約業者として指定するものとする。

2 前項の規定により特約業者の指定を申請しようとする者は、施行規則第八條の三十四に規定するところによりその申請を行わなければならない。

3 知事は、特約業者が第一項に規定する要件に該当しなくなつたときその他施行令第四十三條の十二に規定する要件に該当するときは、特約業者の指定を取り消すことができる。

（軽油引取税の免税の手續）

第五十八條の八 第五十八條の五に規定する用途に供するため、同条の規定によつてその引取りについて軽油引取税を課さないこととされる軽油（以下この節において「免税軽油」という。）の引取りを行おうとする同条に規定する者（以下この節において「免税軽油使用者」という。）は、あらかじめ、施行令第四十三條の十五第一項に規定するところにより、知事に申請書を提出して免税軽油使用者であることを証する書面（以下この節において「免税軽油使用者証」という。）の交付を受けておかなければならない。この場合において、免税軽油使用者のうち知事の承認を受けた者にあつては、二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けることができる。

2 知事は、前項の申請があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が第五十八條の五に規定する用途に該当しないときその他施行令第四十三條の十五第十五項に規定するものを除き、当該免税軽油使用者に対し、免税軽油使用者証を交付するものとする。

3 免税軽油使用者は、当該免税軽油の使用に係る事務所又は事業所が県内に所在する場合においては、第一項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示して法百四十四條の二十一第一項に規定する申請書を知事に提出し、免税証（免税軽油としての軽油の引取りであることを証する書面。以下この節において同じ。）の交付を受け、その免税証を第五十八條の十四第四項に規定する登録特別徴収義務者に提出しなければならない。

4 法百四十四條の二十一第一項ただし書の場合において、免税軽油の使用に係る事務所又は事業所が県内に所在する免税軽油使用者は他の道府県知事に免税証の交付を申請する理由並びに免税証の交付を受けようとする道府県ごとの機械又は設備の

種類、数量及び所在地並びに免税軽油の所要量その他必要な事項を記載した届出書を、免税軽油の使用に係る事務所又は事業所が県内に所在しない免税軽油使用者は免税軽油の使用に係る事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出した届出書の写しを添えて同項に規定する申請書を知事に提出しなければならない。

5 免税軽油使用者は、第一項の規定により免税軽油使用者証の交付を受けた後において当該免税軽油使用者証に記載された事項について変更が生じた場合においては、当該免税軽油使用者証を添えてその旨を知事に届け出なければならない。

6 二以上の免税軽油使用者は、それらの者のうちから代表者を定め、共同して免税証の交付を申請することができる。この場合においては、その申請書に各免税軽油使用者ごとに記名押印した明細書を添付しなければならない。

7 知事は、第三項、第四項又は前項の申請があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし適当でないことを認めるときその他施行令第四十三条の十五第十六項に規定するときにを除き、当該免税軽油使用者に対し、当該軽油の数量に相当する軽油の数量の引取りを行うため必要とする免税証を交付するものとする。

8 免税軽油の引取りは、免税証に記載された販売業者から行わなければならない。ただし、免税軽油使用者が当該販売業者の事務所又は事業所所在地以外の地において軽油の引取りを行う必要が生じたことその他やむを得ない理由がある場合においては、他の販売業者から免税軽油の引取りを行うことができる。

9 前項ただし書の規定により他の販売業者から免税軽油の引取りを行う場合においては、その免税証に記名押印しなければならない。

10 免税軽油使用者が免税証を当該免税証に係る免税取扱特別徴収義務者（第三項の規定により免税証を提出すべき第五十八条の十四第四項に規定する登録特別徴収義務者をいう。以下この節において同じ。）である者以外の軽油の販売業者に提出して、免税軽油の引取りを求めた場合においては、当該販売業者は、当該免税軽油使用者に代わつて、当該免税証を当該免税証に係る免税取扱特別徴収義務者である販売業者に提出して免税軽油の引取りを行うものとする。

11 免税軽油使用者証の有効期間は、免税軽油使用者証を交付した日から起算して三年を超えない範囲内において免税軽油使用者ごとに知事が定める期間を経過する日までとする。

12 免税証の有効期間は、免税証を交付した日から起算して一年を超えない範囲内において免税軽油使用者ごとに知事が定める期間を経過する日までとする。

#### （免税軽油使用者証及び免税証の返納）

第五十八条の九 免税軽油使用者は、前条第一項の規定により免税軽油使用者証の交付を受けた後において、当該免税軽油使用者証に記載された機械又は設備の滅失その他の理由により免税軽油の引取りを必要としなくなった場合においては、直ちに当該免税軽油使用者証を知事に返さなければならない。

2 免税軽油使用者は、前条第七項の規定により免税証の交付を受けた後において、当該免税証に係る軽油の引取りを必要としなくなった場合においては、直ちに当該

免税証を知事に返さなければならない。

3 知事は、免税軽油使用者証の交付を受けた者（前条第一項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、そのいずれかの者）が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、当該免税軽油使用者証及び当該免税軽油使用者証の提示を受けて交付した免税証の返納を命ずることができる。

#### （免税軽油の引取り等に係る報告義務）

第五十八条の十 免税軽油使用者証の交付を受けた者（第五十八条の八第一項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、それぞれの者。以下この条において同じ。）は、毎月末日までに（次項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに）、前月の初日から末日までの間に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油（免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により引取りを行つた免税軽油をいう。以下この項において同じ。）の引取りに関する事実及びその数量（その事実がない場合には、その旨）、当該報告対象免税軽油の引渡しを行つた販売業者の事務所又は事業所の所在地及び氏名又は名称、当該販売業者に提出した当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証に関する事項並びに前月の初日から末日までの間に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の使用に関する事実及びその数量（その事実がない場合には、その旨）その他の施行規則第八十八条の三十九第一項に規定する事項を記載した報告書を、知事に提出しなければならない。ただし、前月の初日から末日までの間を通じて、当該免税軽油使用者証の交付を受けた者が当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証を有せず、かつ、当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油を保有していない場合は、この限りでない。

2 免税軽油使用者証の交付を受けた者のうち規則で定める要件のいずれかに該当するものとして知事が指定したものについては、前項の報告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、毎年三月三十一日とし、報告の対象とする期間は、前年三月一日から二月末日までとする。

#### （軽油引取税の税率）

第五十八条の十一 軽油引取税の税率は、軽油一キロリットルにつき、一万五千円とする。

#### （軽油引取税の徴収の方法）

第五十八条の十二 軽油引取税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第五十八条第三項から第六項まで又は第五十八条の二の規定によつて軽油引取税を課する場合における徴収は申告納付の方法により、法第四百四十四条の二十二第四項（法第四百四十四条の二十五第五項で準用する場合を含む。）の規定によつて軽油引取税を課する場合における徴収は、普通徴収の方法による。

#### （軽油引取税の特別徴収義務者）

第五十八条の十三 軽油引取税の特別徴収義務者は、元売業者又は特約業者その他徴

取の便宜を有する者で規則で定めるものとする。

2 前項の特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合には、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等)

第五十八条の十四 前条第一項の規定による軽油引取税の特別徴収義務者は、事務所又は事業所の事業を開始しようとする場合にはその五日前までに、事務所又は事業所の事業を開始した後において特別徴収義務者となつた場合にはその日の五日後までに、引渡しに係る軽油の納入が行われることとなつた場合にはその日の属する月の翌月末日までに、特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならぬ。ただし、既に特別徴収義務者としての登録がなされている場合においては、この限りでない。

2 前項の登録を申請する場合において提出すべき申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事務所又は事業所の事業を開始しようとする場合

ア 特別徴収義務者の住所及び氏名(法人の場合にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)

イ 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに事務所又は事業所の代表者の氏名

ウ 軽油の貯蔵設備がある場合は、その概要

エ 事務所又は事業所の事業開始年月日

オ その他知事が必要と認める事項

二 事務所又は事業所の事業を開始した後において特別徴収義務者となつた場合

ア 特別徴収義務者の住所及び氏名(法人の場合にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)

イ 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに事務所又は事業所の代表者の氏名

ウ 軽油の貯蔵設備がある場合は、その概要

エ 特別徴収義務者となつた日

オ その他知事が必要と認める事項

三 引渡しに係る軽油の納入が行われることとなつた場合

ア 特別徴収義務者の住所及び氏名(法人の場合にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)

イ 軽油の納入地

ウ 当該納入を受ける者の住所及び氏名(法人の場合にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)

の変更に係る事項について、遅滞なく、登録の変更を申請しなければならない。

5 知事は、登録特別徴収義務者から登録の消除の申請があつたとき又は登録特別徴収義務者が特別徴収義務者でなくなつたときには、遅滞なく、当該登録特別徴収義務者の登録を消除するものとする。

6 知事は、登録特別徴収義務者が次の各号のいずれにも該当することとなつたときは、当該登録特別徴収義務者の登録を消除することができる。

一 当該登録特別徴収義務者の事務所又は事業所が県内に所在しなくなつたこと。  
二 県内において一年以上当該登録特別徴収義務者からの軽油の納入が行われな

こと。

7 知事は、登録特別徴収義務者の登録を消除したときは、遅滞なく、その旨を当該消除に係る者に対し通知するものとする。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての証票の交付等)

第五十八条の十五 知事は、前条第一項の登録の申請を受理した者のうち県内に事務所又は事業所を有するものに対し、その者の県内に所在する事務所又は事業所ごとに、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する施行規則第十六号の十一様式による証票(以下「証票」という。)を交付する。

2 証票の交付を受けた者は、これを事務所又は事業所の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。

3 証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

4 証票の交付を受けた者は、軽油引取税の特別徴収の義務が消滅した場合又は事務所若しくは事業所を廃止した場合には、その消滅し、又は廃止した日から十日以内にその証票を知事に返さなければならない。

(軽油引取税の特別徴収等の手続)

第五十八条の十六 軽油引取税の特別徴収義務者は、第五十八条第一項又は第二項の規定により課される軽油引取税を徴収しなければならない。

2 軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき軽油引取税について法第百四十四条の十四第二項の納入申告書

を知事に提出し、及びその納入金を納入書によつて納入しなければならない。

3 前項の納入申告書に記載すべき課税標準量は、当該特別徴収義務者からの引取りに係る軽油の数量から、特約業者からの引取りに係る軽油にあっては当該軽油の数量に百分の一を乗じて得た数量を控除して得た数量とし、元売業者からの引取りに係る軽油、当該特別徴収義務者からの引取り当該軽油の数量に百分の〇・三を乗じて得た数量を控除して得た数量とする。

4 第二項の場合において、第五十八条の四又は第五十八条の五の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量については、施行規則第八

条の三十七に規定するところにより、登録特別徴収義務者は、知事が交付した免税証その他当該数量を証するに足りる書面を添付して、知事の承認を受けなければならぬ。

5 登録特別徴収義務者は、第二項の期間について納入すべき軽油引取税額がない場



合においても、同項及び前項の規定に準じて納入申告書を提出しなければならない。  
 (軽油引取税に係る帳簿の記載等の義務)

**第五十八条の十七** 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び第五十八条の二十六第一項に規定する軽油製造業者等(以下この項において「元売業者等」という。)は、帳簿を備え、施行規則第八条の五十三に規定するところにより、軽油又は燃料炭化水素油の引取り、引渡し、納入、貯蔵及び消費に關する事実並びに知事が必要と認める事項をこれに記載しなければならない。この場合において、「元売業者等」は、当該帳簿の全部又は一部について自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて知事の承認を受けたときは、施行規則で定めるところによる電磁的記録の備付けをもつて当該承認を受けた帳簿の備付けに代えることができる。

2 前項後段の承認を受けている帳簿に係る電磁的記録に対するこの条例の規定の適用については、当該電磁的記録を当該帳簿とみなす。

3 第四十一条の十四から第四十一条の十六までの規定は、第一項後段の承認について準用する。この場合において、第四十一条の十四第一項中「前条第一項、第二項又は第四項」とあるのは「第五十八条の十七第一項」と、同条第一項後段、第二項後段又は第四項後段」とあるのは「同項後段」と、第四十一条の十五中「第四十一条の十三第一項後段、第二項後段又は第四項後段」とあるのは「第五十八条の十七第一項後段」と読み替えるものとする。

(軽油引取税の申告納付の手續)

**第五十八条の十八** 第五十八条の十二ただし書の規定によつて軽油引取税を申告納付すべき納税者(以下この節において「納税者」という。)は、次の各号に定める軽油引取税について、施行規則第十六号の十二様式による申告書(以下この条において「申告書」という。)を当該各号に定める期限までに知事に提出し、及びその申告した税額を納付書により納付しなければならない。この場合において、第五十八条の二第一項第六号に掲げる者は、申告書に規則で定める書類を添付しなければならない。

一 第五十八条第三項に該当する特約業者又は元売業者にあつては、前月の初日から末日までの間における当該販売に係る軽油引取税 毎月末日

二 第五十八条第四項に該当する石油製品販売業者にあつては、前月の初日から末日までの間における当該販売に係る軽油引取税 毎月末日

三 第五十八条第五項に該当する自動車の保有者にあつては、前月の初日から末日までの間における当該消費に係る軽油引取税 毎月末日

四 第五十八条第六項に該当する者にあつては、その所有に係る軽油に係る軽油引取税 その者に係る特別徴収の義務が消滅した日の属する月の翌月の末日

五 第五十八条の二第一項第一号、第二号又は第五号に掲げる者にあつては、前月の初日から末日までの間における当該消費又は譲渡に係る軽油引取税 毎月末日

六 第五十八条の二第一項第三号又は第四号に掲げる者にあつては、当該消費又は譲渡に係る軽油引取税 当該消費又は譲渡をした日から三十日以内

七 第五十八条の二第一項第六号に掲げる者にあつては、当該輸入に係る軽油引取税 当該輸入の時

(軽油引取税に係る更正、決定等に関する通知)

**第五十八条の十九** 法第二十条の九の第三項又は法第四百四十四条の四十四第四項の規定による軽油引取税に係る更正又は決定の通知、法第四百四十四条の四十七第五項並びに法第四百四十四条の四十八第四項の規定による軽油引取税に係る重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行う。

(軽油引取税の不足税額の納入又は納付手續)

**第五十八条の二十** 軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者は、前条の通知書により通知を受けた場合において、不足税額があるときは、当該不足税額並びに法第四百四十四条の四十五第二項の規定による延滞金額及び法第四百四十四条の四十七の規定による過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は法第四百四十四条の四十八の規定による重加算金額をそれぞれ当該通知書の納期限までに納入書又は納付書によつて納入又は納付しなければならない。

(軽油を返還した場合における措置)

**第五十八条の二十一** 軽油引取税の特別徴収義務者から軽油引取税が課される軽油の引取りが行われた後販売契約の解除により、その引取りに係る軽油の全部又は一部が当該特別徴収義務者に返還された場合において、その引取りに係る軽油の軽油引取税額がまだ納入されていないときは、当該特別徴収義務者は、当該軽油が返還された日の属する月の翌末日までに次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

一 特別徴収義務者の氏名又は名称

二 返還された軽油の納入先の住所及び氏名(法人の場合にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)

三 当該販売契約による軽油の引取りが行われた年月日及び引取りに係る軽油の数量

四 販売契約の解除の理由及び解除のあつた年月日

五 返還に係る軽油の数量及び返還のあつた年月日

2 法第四百四十四条の三十一第一項の規定により、納入に係る軽油引取税のうち当該返還された軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、軽油引取税の特別徴収義務者は、当該軽油が返還された日から一月以内に次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 還付申請者の氏名又は名称

二 還付を受けようとする金額

三 前項第二号から第五号までに掲げる事項

3 前二項の場合においては、当該特別徴収義務者は、その返還があつたこと及びその数量を証する書類を添付しなければならない。

(免税軽油以外の軽油の引取りを行つた後において当該引取りに係る軽油を免税用

途に供した場合における措置)

**第五十八条の二十二** 法第四十四条の三十一第四項又は第五項の規定により、軽油引取税額の納入の免除又は納入に係る軽油引取税額のうち当該使用に係る軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、免税取扱特別徴収義務者は、免税軽油使用者から次条第二項の規定による承認書を受け取つた日の属する月の翌月十五日までに、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 免除又は還付申請者の住所及び氏名（法人の場合にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- 二 購入した販売業者の事務所又は事業所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
- 三 免除又は還付を受けようとする金額
- 2 前項の申請書には、次条第二項の承認書を添付しなければならない。

**第五十八条の二十三** 免税軽油使用者は、法第四十四条の三十一第四項又は第五項の規定により、軽油引取税額の納入の免除又は納入に係る軽油引取税額のうち当該使用に係る軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、次に掲げる事項について知事に証明してその承認を求めなければならない。

- 一 免税軽油使用者が第五十八条の八の規定により申請を行つた免税軽油の数量
- 二 前号に掲げる軽油の数量のうち、知事が交付した免税証に係る軽油の数量
- 三 免税軽油以外の軽油を免税用途に供する必要がある理由
- 四 前号に掲げる軽油を免税用途に供した年月日及びその数量
- 五 第三号に掲げる軽油の引渡を行つた軽油の販売業者の事務所又は事業所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
- 六 免税証の交付申請をすることができなかつた理由

2 知事は、前項の承認をしたときは、承認書を同項の免税軽油使用者に交付する。

**第五十八条の二十四** 法第四十四条の三十一第一項に規定する徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を申請する特別徴収義務者は、施行規則第十六号の十四様式による申請書に徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

**第五十八条の二十五** 元売業者（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、法第四十四条の七第一項第一号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。）、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等（軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。）及び自動車の保有者は、次に掲げる場合において、製造、譲渡又は消費（第五項において「製造等」という。）を行う場所（第四号に掲げる場合にあつては、当該自動車の主たる定置場）が県内に所在するときは、施行規則第八條の四十二（同条第五項を除く。）に規定すると

ころにより申請書を知事に提出して、知事の承認を受けなければならない。

一 軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油を製造するとき。

二 前号に掲げる場合のほか、軽油を製造するとき。

三 燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として譲渡するとき。

四 燃料炭化水素油（この項の承認を受けて譲渡された前号の燃料炭化水素油を除く。）を自動車の内燃機関の燃料として消費するとき。

2 前項の場合において、知事は、軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときを除き、同項の承認を与えるものとする。

3 第一項の承認を受けた者は、帳簿を備え、施行規則第八條の四十四に規定するところにより必要事項をこれに記載しなければならない。

4 第一項の承認は、施行規則第十六号の三十三様式、第十六号の三十四様式又は第十六号の三十五様式による承認証を交付して行う。

5 第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る製造等を行うとき又は当該製造等に係る炭化水素油を保有しているときは、前項の承認証を所持していなければならない。

6 第一項第三号に係る承認を受けた者は、当該承認に係る燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として自動車の保有者に譲渡するときは、施行規則第十六号の三十四様式による自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しを作成して、当該自動車用炭化水素油譲渡証を当該自動車の保有者に交付するとともに、その写しを当該自動車用炭化水素油譲渡証を交付した日から起算して一年間保管しなければならない。

7 自動車の保有者は、第一項第三号に係る承認を受けて譲渡された燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、前項の自動車用炭化水素油譲渡証を携帯していなければならない。

8 第四項の承認証及び第六項の自動車用炭化水素油譲渡証は、これを他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けてはならない。

（事業の開廃等の届出）

**第五十八条の二十六** 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等（軽油の製造又は輸入をすることを業とする者で元売業者以外のものをいう。以下この節において同じ。）は、主たる事務所又は事業所が県内に所在する場合において、事業を開始し、廃止し、又は休止しようとするときは、その旨を、施行規則第八條の四十五第一項に規定するところにより、事務所又は事業所ごとに、知事に

（元売業者にあつては、知事を經由して総務大臣に）届け出なければならない。この場合において、軽油を輸入しようとする者（元売業者を除く。）は、規則で定める書類を添付しなければならない。

2 元売業者又は軽油製造業者等が、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等と、継続的に軽油の供給を行う販売契約を締結した場合においては、その当事者は、主たる事務所又は事業所が県内に所在するときは、販売契約締結の旨を、施行規則第八條の四十五第二項に規定するところにより知事に（元売業者にあつては、知事を經由して総務大臣に）届け出なければならない。当該販売契約が終了したと

きも、同様とする。

3 前二項の規定により知事又は総務大臣に届出をした元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、その届け出た事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を、施行規則第八条の四十五第三項に規定するところにより知事又は総務大臣に届け出なければならない。

(軽油の引取りの報告等)

第五十八条の二十七 元売業者、特約業者及び軽油製造業者等は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間に行つた軽油の引取り、引渡し、納入、製造及び輸入に関する事実並びにその数量、前月の末日における軽油の在庫数量その他の施行規則第八条の四十七に規定する事項を、知事に報告しなければならない。

2 前項に規定する者以外の者は、軽油の製造をした場合には、当該製造をした日から三十日以内に軽油の製造に関する事実及びその数量その他の施行規則第八条の四十八に規定する事項を、知事に報告しなければならない。

3 前二項に規定する者は、これらの規定により報告した事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を知事に報告しなければならない。

4 元売業者は、特約業者が当該元売業者から引取りを行つた軽油について当該特約業者の指図に基づき納入を行つた場合には、その納入に関する事実その他の施行規則第八条の四十九条に規定する事項を、当該特約業者に通知しなければならない。

5 第五十八条第一項又は第二項に規定する軽油の引取りを行つた者は、その事務所又は事業所ごとにその納入を受けた軽油の数量その他の施行規則第八条の五十に規定する事項を記載した書類を、当該引取りに係る特別徴収義務者に対し提出しなければならない。

6 前項の規定により書類の提出を受けた特別徴収義務者は、施行規則第八条の五十二に規定するところにより、その書類を保存しなければならない。

7 第一項から第五項までに定めるもののほか、これらの規定の報告、通知及び書類の提出に関しては、施行規則第八条の五十一に規定するところによる。

第三章第一節及び第二節を次のように改める。

第一節及び第二節 削除

第五十条から第四十二条まで 削除

附則第六条第三項中「附則第五条の四第一項」を「附則第五条の五第一項」に、「及び法附則第五条の四第六項」を「及び附則第五条の五第二項」に、「法附則第五条の四第六項及び法附則第六条第五項」を「附則第五条の五第二項及び附則第六条第五項」に改める。

附則第八条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「法附則第九条第十項」を「法附則第九条第九項」に改め、同条第二項中「法附則第九条第十項」を「法附則第九条第十項」に改め、同条第四項中「法附則第九条第十四項」を「法附則第九条第十三項」に改める。

附則第九条第二項中「第六条第一項」を「第八条第二項第一号」に、「農業振興地域内」を「農用地区域(次項において「農用地区域」という。)内」に、「平成二十

一年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」を「当該土地の価格の三分の一に相当する額(当該取得が他の土地との交換による取得である場合にあっては、当該三分の一に相当する額又は当該交換によつて失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格(当該交換によつて失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、施行令附則第七条第二項に規定するところにより、知事が法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)に相当する額のいずれか多い額)」に改め、同項各号を削り、同条第四項、第九項及び第十項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

附則第九条の二の見出しを「(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)」に改め、同条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則第九条の四第一項及び第三項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

附則第九条の五第一項及び第三項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則第十条の二の次に次の五条を加える。

附則第十条の二の二 阪神・淡路大震災に係る自動車取得税の減免の特例

第十条の二の二 阪神・淡路大震災により滅失又は損壊した自己の所有に係る自動車に代わる自動車を取得した場合における第五十七条第二項の規定の適用については、同項第一号中「三月以内」とあるのは「平成八年三月三十一日まで」とする。

(自動車取得税の税率の特例等)

第十条の三 家用の自動車(第四十三条第一項の自動車をいう。以下この条において同じ。)で軽自動車(道路運送車両法第三条にいう軽自動車をいう。)以外のもので取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第四十六条の規定にかかわらず、百分の五とする。

2 第八項第一号若しくは第二号に掲げる軽油自動車又は第十項に規定する第一種省エネルギー自動車(初めて新規登録等(道路運送車両法第七条の規定による登録又は同法第五十九条の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。))をいう。以下この条において同じ。)を受けるものの取得(法附則第十二条の二の二第二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第四十六条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に四分の一を乗じて得た率とする。

3 次に掲げる自動車(初めて新規登録等を受けるもの)の取得(法附則第十二条の二の第二項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われた

一年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」を「当該土地の価格の三分の一に相当する額(当該取得が他の土地との交換による取得である場合にあっては、当該三分の一に相当する額又は当該交換によつて失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格(当該交換によつて失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、施行令附則第七条第二項に規定するところにより、知事が法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)に相当する額のいずれか多い額)」に改め、同項各号を削り、同条第四項、第九項及び第十項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

ときに限り、第四十六条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に二分の一を乗じて得た率とする。

一 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この条において「車両総重量」という。）が三・五トンを超える軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。第八項において同じ。）のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の四第二項に規定するもの

ア 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第四条の四第三項に規定するもの（以下この号において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合すること。

イ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ウ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第四条の四第四項に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

二 第十一項に規定する第二種省エネルギー自動車

4 電気自動車（電気を動力源とする自動車）で施行規則附則第四条の四第五項に規定するものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電気自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第四十六条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

5 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車）で施行規則附則第四条の四第六項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の天然ガス自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第四十六条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四第七項に規定するもの（以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分

の一を超えないもので同条第八項に規定するもの

二 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四第九項に規定するもの（以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので同条第十項に規定するもの

6 充電機能付電力併用自動車（次項に規定する電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第四条の四第十一項に規定するものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の充電機能付電力併用自動車の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第四十六条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・四を控除した率とする。

7 次に掲げる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則附則第四条の四第十二項に規定するものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第四条の四第十三項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電力併用自動車の取得（前二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第四十六条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一・六（当該電力併用自動車がバス又はトラックである場合にあっては、百分の二・七）を控除した率とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の四第十四項に規定するもの

ア 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四第十五項に規定するもの（以下この号において「平成十七年電力併用軽量車基準」という。）に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成十七年電力併用軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。

二 車両総重量が三・五トンを超える電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の四第十六項に規定するもの

ア 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四第十七項に規定するもの（以下この号において「平成十七年電力併用重量車基準」という。）に適合すること。

イ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年電力併用重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

8 次に掲げる軽油自動車であつて新規登録等を受けるもの以外の軽油自動車の取得（前三項、第十項又は第十一项の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、第四十六条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、第一号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までに行われた場合には、百分の一）を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二を、第三号に掲げる軽油自動車にあつては百分の一（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までに行われた場合には、百分の〇・五）をそれぞれ控除した率とする。

一 車両総重量が十二トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四第十八項に規定するものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同条第十九項に規定するもの

二 車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四第二十項に規定するものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同条第二十一項に規定するもの

三 車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車で施行規則附則第四条の四第二十二項に規定するものうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四第二十三項に規定するものに適合するもの

9 自動車の取得が平成三十年三月三十一日までに行われた場合における第四十七条又は第五十一条第一項の規定の適用については、これらの規定中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。

10 第一種省エネルギー自動車（エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第四条の

四第二十四項に規定するもの（次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので同条第二十五項に規定するものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種省エネルギー自動車の取得（第四項から第七項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第四十五条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

11 第二種省エネルギー自動車（エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則附則第四条の四第二十六項に規定するものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種省エネルギー自動車の取得（第四項から第七項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第四十五条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

12 前二項の規定は、第四十九条又は第五十条第一項若しくは第二項の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前二項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第四条の四第二十七項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

（軽油引取税に係るみなし揮発油の特例）

第十条の二の四 当分の間、第五十八条第三項に規定する揮発油には、租税特別措置法第八十八条の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。

（軽油引取税の課税免除の特例）

第十条の二の五 平成二十四年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第五十八条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次項において準用する第五十八条の八第三項の規定による免税証の交付があつた場合又は次項において準用する第五十八条の二十三第一項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

一 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り

二 海上保安庁その他施行令附則第十条の二の二第一項の表の上欄に掲げる者が航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二条の規定により設置し、及び管理する航路標識の電源の用途その他公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途で施行令附則第十条の二の二第一項の表の下欄に掲げるものに供する軽油の引取り

三 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他施行令附則第十条の二の二第二項に規定する者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類するもので施行令で定めるもの（日本貨物鉄道株式会社にあつては、施行令附則第十条の二の二第三項に規定する機械を含む。）の動力源に供する軽油の引取り

四 農業又は林業を営む者その他施行令附則第十条の二の二第四項に規定する者が

動力耕うん機その他の同条第五項に規定する機械の動力源に供する軽油の引取り  
 五 陶磁器製造業、木材加工業その他の施行令附則第十条の二の二第六項の表の上  
 欄に掲げる事業を営む者が製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの事業  
 の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の同項の表の下欄  
 に掲げる用途に供する軽油の引取り

2 第五十八条の八から第五十八条の十まで及び第五十八条の二十三の規定は、前項  
 の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りに係る軽油につい  
 て準用する。この場合において、第五十八条の八第一項中「第五十八条の五に規定  
 する」とあるのは「附則第十条の二の五第一項各号に掲げる」と、「同条の」とあ  
 るのは「同項の」と、「同条に規定する」とあるのは「同項各号に掲げる」と、同  
 条第二項中「第五十八条の五に規定する」とあるのは「附則第十条の二の五第一項  
 各号に掲げる」と、同条第四項中「又は設備」とあるのは「、車両又は設備」と、  
 同条第十一項中「経過する日」とあるのは「経過する日(当該経過する日が平成二  
 十四年三月三十一日以後に到来する場合には、同日)」と、第五十八条の九第一項  
 中「又は設備」とあるのは「、車両又は設備」と読み替えるものとする。

3 前二項の場合における第五十八条の二、第五十八条の十二、第五十八条の十六及  
 び第五十八条の十八の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の  
 中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十八条の二第一項第 三号及び第四号	第五十八条の五	第五十八条の五又は附則第十条の 二の五第一項
第五十八条の二第一項第 四号	同条	これらの規定
第五十八条の十二	第五十八条の二	第五十八条の二(附則第十条の二 の五第三項の規定により読み替え て適用される場合を含む。)
第五十八条の十六第四項 の五	又は第五十八条 の五	若しくは第五十八条の五又は附則 第十条の二の五第一項
第五十八条の十八第一項 第六号	第五十八条の二 第一項第三号又 は第四号	第五十八条の二第一項第三号又は 第四号(附則第十条の二の五第三 項の規定により読み替えて適用さ れる場合を含む。)

(軽油引取税の税率の特例)

第十条の二の六 平成三十年三月三十一日までに第五十八条第一項若しくは第二項に

規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若  
 しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第五十八  
 条の二第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽  
 油引取税の特別徴収義務者が第五十八条第六項の規定に該当するに至つた場合にお  
 ける軽油引取税の税率は、第五十八条の十一の規定にかかわらず、一キロリットル  
 につき、三万二千円とする。

附則第十条の四第三項中「(昭和五十四年法律第四十九号)」を削り、「施行令附  
 則第十条の二」を「施行規則附則第五条の二第三項」に改める。

附則第十一条の二を削る。

附則第十二条を次のように改める。

**第十二条 削除**

附則第十二条の二及び第十二条の三を削る。

附則第十四条第四項中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十  
 一日」に改める。

附則第十六条第一項及び第二項中「平成二十一年度」を「平成二十六年度」に改め  
 る。

**第二条 福島県税条例の一部を改正する条例の一部改正**

(福島県税条例の一部を改正する条例(平成二十年福島県条例第五十六号)の一  
 部を次のように改正する。)

附則第二条第二項及び第三項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年  
 十二月三十一日」に改め、同条第八項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二  
 十三年十二月三十一日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める  
 金額」を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の一・二」に改め、同項  
 各号を削り、同条第十二項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二  
 月三十一日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を  
 「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(改  
 正法附則第三条第二十項の規定により読み替えて適用される新法附則第三十五条の二  
 第五項の規定により読み替えて適用される新法第三十四条の規定の適用がある場合に  
 は、その適用後の金額)をいう。)の百分の一・二」に改め、同項各号を削る。

**附則**

**(施行期日)**

**第一条** この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

**(事業税に関する経過措置)**

**第二条** 改正後の福島県税条例(以下「新条例」という。)の規定中法人の事業税に関  
 する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年  
 度に係る法人の事業税及び施行日以後の解散(合併による解散を除く。以下この項に  
 おいて同じ。)による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される  
 法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しに  
 より納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、

施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

**第三条** 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

**第四条** 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

**第五条** 新条例の規定中軽油引取税に関する部分は、施行日以後に新条例第五十八条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは新条例第五十八条の二第一項各号(第三号又は第四号を除く。)の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が新条例第五十八条第六項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税について適用する。

**2** 施行日前に改正前の福島県税条例(以下「旧条例」という。)第二百二十一条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは旧条例第二百二十二条第一項各号(第三号又は第四号を除く。)の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が旧条例第二百二十一条第六項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

**3** この条例の施行の際現にされている旧条例第二百二十四条の二第一項の規定による仮特約業者の指定の申請は、新条例第五十八条の六第一項の規定による仮特約業者の指定の申請とみなす。

**4** この条例の施行の際現に旧条例第二百二十四条の二第一項の規定により仮特約業者の指定を受けている者に係る同項の規定による当該仮特約業者の指定は、新条例第五十八条の六第一項の規定による仮特約業者の指定とみなす。

**5** この条例の施行の際現にされている旧条例第二百二十四条の三第一項の規定による特約業者の指定の申請は、新条例第五十八条の七第一項の規定による特約業者の指定の申請とみなす。

**6** この条例の施行の際現に旧条例第二百二十四条の三第一項の規定により特約業者の指定を受けている者に係る同項の規定による当該特約業者の指定は、新条例第五十八条の七第一項の規定による特約業者の指定とみなす。

**7** この条例の施行の際現にされている旧条例第三百二十二条第一項の規定による特別徴収義務者の登録の申請は、新条例第五十八条の十四第一項の規定による特別徴収義務

者の登録の申請とみなす。

**8** この条例の施行の際現に旧条例第三百二十二条第三項の規定により登録特別徴収義務者の登録を受けている者に係る同項の規定による当該登録特別徴収義務者の登録は、新条例第五十八条の十四第三項の規定による登録特別徴収義務者の登録とみなす。

**9** この条例の施行の際現にされている旧条例第三百二十二条第五項の規定による登録特別徴収義務者の登録の申請は、新条例第五十八条の十四第五項の規定による登録特別徴収義務者の登録の申請とみなす。

**10** この条例の施行の際現に旧条例第三百三十三条第一項の規定により交付を受けている証票は、新条例第五十八条の十五第一項の規定により交付を受けた証票とみなす。

**11** この条例の施行の際現にされている旧条例第二百二十五条第三項の規定による免税証の交付の申請は、新条例第五十八条の五に規定する用途に係る免税証の交付の申請と、新条例附則第十条の二の五第一項各号に掲げる用途に係る免税証の交付の申請にあっては新条例第五十八条の八第三項の規定による免税証の交付の申請と、新条例附則第十条の二の五第一項各号に掲げる用途に係る免税証の交付の申請にあっては同条第二項において準用する新条例第五十八条の八第三項の規定による免税証の申請とみなす。

**12** この条例の施行の際現に旧条例第二百五条第三項の規定により交付を受けている免税証は、新条例第五十八条の五に規定する用途に係る免税証にあっては新条例第五十八条の八第三項の規定により交付を受けた免税証と、新条例附則第十条の二の五第一項各号に掲げる用途に係る免税証にあっては同条第二項において準用する新条例第五十八条の八第三項の規定により交付を受けた免税証とみなす。

**13** この条例の施行の際現に旧条例第二百五条第一項の規定により交付を受けている免税軽油使用者証は、新条例第五十八条の五に規定する用途に係る免税軽油使用者証にあっては新条例第五十八条の八第一項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証と、新条例附則第十条の二の五第一項各号に掲げる用途に係る免税軽油使用者証にあっては同条第二項において読み替えて準用する新条例第五十八条の八第一項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証とみなす。

**14** この条例の施行の際現に旧条例第四百二十二条の二第一項の規定により知事の承認を受けている者に係る同項の規定による当該知事の承認は、新条例第五十八条の二十五第一項の規定による知事の承認とみなす。

**15** この条例の施行の際現に旧条例第四百二十二条の二第四項の規定により交付を受けている承認証は、新条例第五十八条の二十五第四項の規定により交付を受けた承認証とみなす。

**16** 施行日前に新条例第五十八条の二十六第一項に規定する元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等が旧条例第四百二十二条の三第一項から第三項までの規定により届出であつて施行日以後に到達したものは、新条例第五十八条の二十六第一項から第三項までの規定により届出とみなす。

(税 務 課)